

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
字の区域の変更(三八八、三八九・市町村課)……………	1
結核予防法による医療機関の指定(三九〇・本荘保健所)……………	9
地籍調査に関する事業計画(三九一・農山村振興課)……………	9
狩猟免許試験並びに適性検査及び講習の実施(三九二・森林整備課)……………	12
都市計画事業の事業計画の変更の認可(三九三・仙北地域振興局建設部)……………	13
都市計画事業の事業計画の変更の認可(三九四、三九五・平鹿地域振興局建設部)……………	13
公告	13
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	14
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………	15
県営土地改良事業工事の完了(由利地域振興局農林部)……………	15
土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	15
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件……………	16
公安委員会告示	16
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(五七七)……………	17

告示

秋田県告示第三百八十八号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由利郡大内町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五

号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
 平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

由利郡大内町中館字高野田
二六五の四

由利郡大内町中館字上高野田

由利郡大内町中館字下夕屋

由利郡大内町中館字家ノ前

一三の一、一五の一、一九の二、三四九から三五一まで及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部

由利郡大内町中館字女岡

五六の一の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字家ノ前一、一一の一に隣接する水路である国有地の全部

由利郡大内町中館字家ノ前

由利郡大内町中館字女岡

七の一、七四の一から七四の五まで、八六、八九の一、九二の一、一〇五の一の一部、一〇九の一部、一一〇、一一一の一部、一一二の一の一部、一一二の一の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部

由利郡大内町内越字白坂

一一六の一、一一七の一、一一七の二、一二四の一、一三四、一三五の一、一三六の一、一四四の一、一四五の一、一四六の二、一四七、一四八、一五〇の一、一五一から一五七まで、一五九から一六一まで、二二六の一、二二六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

<p>由利郡大内町中館字下夕屋 二〇五</p>	<p>由利郡大内町内越字中野目 一の一、一の二、二から一六まで、一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、一九の一、二〇の一、二一の一、二二の一、二三の一、二四の一、二五の一、二六から三三まで、三三の一、三三の二、三四の一、三五の一、三六の一、四〇の一、四一の一、四四の一、四六の一、四六の四、二二七の一、二二八の一、二二九、二二〇、二三四から二四三まで、二四四から二四六までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
-----------------------------	--

秋田県告示第百八十九号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、本荘市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
 平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

<p>変更前の字の区域</p>	<p>変更後の字の区域</p>
<p>本荘市内越字岡田 五七、五八、九四、九五の一、九五の二、九六から九八まで、九九の一、一〇〇から一〇三まで、一〇四の一、一〇五から一〇七まで、一〇八の一、一〇九の一、一一一、一一六の六、一一二、一一二の二、一一三の一、一一四、一一五、一一六の一、一一九の一、一二〇、一二一の一、一二四の二、一二五、一二六の二、一二九の一、一三〇、一三一の一、一三四の二</p>	<p>本荘市内越字新漆畑</p>

<p>一、一三五の一、一三六の一、一三七から一三九まで、一四〇の一、一四七の一、一四九の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市中館字女岡 三八の一部、四〇の一部、四一の一部、四二、四三、四四から四八までの各一部、六五の一部、六六の一部、六七から七一まで、七三から七八まで、七九から八一までの各一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市内越字中野目 二四四から二四六までの各一部、二四七から二四九まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>
--	--	---

本荘市内越字平岡

<p>本荘市内越字中野目 一四一の一部、一四二の一部、一四三、一四四、一四五の一部、一四六の一部、一四七の一の一部、一六二の一、一六三の一、一六四から一六六まで、一六七の一、一六八の一、一六九の一、一七〇の一及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市内越字家ノ前 一五三の二から一五三の四まで</p>	<p>本荘市畑谷字大坪 三の二、四の二、五の一、六の一、七から一〇まで、一一の一から一一の二まで、一二から二〇まで、二二の二、二三から二八まで、二九の一、三〇の一、三一の二、三二の二、三三〇の一部、三三一の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>
---	-------------------------------------	--

<p>本荘市内越字大滝 四一の一、四二の一、四三の一、八八から九一まで、九二の一、二二六の一、二二六の二、二二六の三、二二七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに四〇、四四、四五、二二六に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市内越字中野目</p>
<p>本荘市内越字平岡 三三から三四までの各一部、三五から五四まで、五五から五七までの各一部、九七の一の一部、九七の二の一部、九八の一の一部、九八の二、九九の一の一部、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の一、一〇一の二、一〇二の一、一〇二の二、一〇三の一、一〇三の二、一〇四の一、一〇四の二、一〇五から一〇九まで、一一〇から一一二までの各一部、一六一から一六三までの各一部、一六四、一六五、一六六から一六八までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>本荘市畑谷字大坪 二二九の一の一部、二四〇の一の一部、二四一の一、二四五の一、二四六の一、二四七、二四八から二五二までの各一部、二九五から二九九までの各一部、三〇〇から三〇五まで、三〇六の一、三〇八の一、三一一から三一一三までの各一部、三一一四から三二七まで、三二八の一、三二九の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>本荘市畑谷字沢口 二一の一、二二の一及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	

<p>本荘市内越字平岡 一から一五まで、一六の一、一七の一、一八から二五まで、二六から三〇までの各一部、六五から六九までの各一部、七〇、七一、七二の一、七三の一、八〇の一の一部、八〇の四、八一の一の一部、八一の三、八二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに三七六の一に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市畑谷字大坪</p>
<p>本荘市畑谷字中道端 九〇の一、九一の一、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九六から一〇三まで、一〇四の一、一〇五の一、一〇六から一一一まで、一一二の一、一一三の一、一一四から一一七まで、一一八の一、一一九の一、一二〇から一二二まで、一二三の一、一二四の一、一二五から一二六五まで、二六六の一、二六七の一、二七四の一、二七五の一、二七六の一、二七七から二八七まで、二八八の一、二八九の一の一部、三〇三の一、三〇四の一、三〇五の一、三〇六の一、三〇七の一、三〇八から三四七まで、三四八の一、三六六の一、三六六の五、三六七の一、三六八の一、三六九から三七一まで、三七二の一の一部、三七二の二の一部、三七三の一の一部、三七四の一の一部、三七五の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>本荘市福山字家際 二七の五、二七の七、二九の三、二九の四、四〇の二及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市畑谷字中道端</p>

<p>本荘市福山字下福田 九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一四の一、一五、一六の一、一七の一、一七の二、一七の三、一八の一から一八の三まで、一九の一、一九の二、二〇から五八まで、五九の一の一部、五九の二の一部、六〇から七一までの各一部、九六の二、九七から一〇一まで、一〇二の一部、一一九の一部、一二〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに畑谷字中道端六四、六五、六七に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市福山字芋種坂 五の一部、一三の二の一部、一三の七の一部、一三の一の一部、一四の一から一四の三まで及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>本荘市畑谷字中道端 六六の一部、六七の一部、六八、六九の一部、七三の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市福山字芋種坂 二の三、四の二、五の一部、一三の二の一部、一三の七の一部、一三の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>本荘市福山字下福田 五九の一の一部、五九の二の一部、六〇から七一までの各一部、七二から八五まで、八六の一、八六の二、八七から九五まで、九六の一部、一〇二の一部、一〇三から一〇四まで、一一一の二、一一二の二、一一三の二、一一四の二、一一五の三、一一六から一一八まで、一一九の一部、一二二、</p>
<p>本荘市福山字福田</p>				

<p>一一二、一一三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市畑谷字下川原 一三から一六まで、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の一、二二の一、二二の二、二二の三、二四の一、二五の一、二六の二、四四の一、四五の一、四六の一、四七の二、四八の二、四九の一、五〇の一、五一の一、五二の一、五三の一、五四の一、五五の一、五六から六八まで、六九の一、六九の二、七〇の一、七〇の二、七一の一、七一の二、七二、七三の一、七三の二、七四の一から七四の三まで、七五の一から七五の三まで、七六の一、七六の二、七七の一、七七の二、七八、七九の一、七九の二、八〇の一、八〇の二、八一の一、八一の二、八二の一、八二の二、八三の一、八四の一、八五、八六の一、八六の二、八七の一、八七の二、八八の一、八八の二、八九の一、八九の二、九〇の一、九〇の二、九一、九二、九三の一、九三の二、九四の一、九四の二、九五、九六の一、九七の一、九七の二、九八の一、九八の二、九九の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市畑谷字上川原 四九の一、五〇から五二まで、五三の一、二二六の一、二二八、二二九の一、二三〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市畑谷字新ウルイノ 七七の一、七八の一、七九の一、七九の三、八〇の一、八〇の二、八一から八四まで、八五の一、八五の二、八六の一、八六の二、八七の一から八七の三まで、八八の一から八八の三まで、八九の</p>	
<p>本荘市畑谷字西野</p>				

<p>本荘市福山字芋種坂 一六の一、一七の一、一八の一、三〇、三一、三</p>	<p>本荘市福山字下福田 隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市福山字上福田 三五の三</p>	<p>本荘市畑谷字東ウルイノ 一、二、三の一、四から七まで、八の二、九から一八まで、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の三、二一の三、二二の一、二四、二五の一、二六の一、二八から三四まで、三五の二、三六、三七の二、三八、三九、四一、四三の二、四四の二、四五の二、四六及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市大浦字家後 一五七の一、一五七の三、一五八の一、一五八の二、一五九の一、一五九の二、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の二、二二九の一、二二九の二、二四〇の一から二四〇の三まで、二四一の一、二四一の三、二四三の一、二四四の一及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市川口字柴野 一六六の二、一六八の一</p> <p>一、八九の二、九八、九九の一、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の一、一〇一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
	<p>本荘市山田字下山田</p>		<p>本荘市畑谷字新ウルイノ</p>		

<p>本荘市山田字山ノ田 三の三、三の六、三の七及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市山田字大田 一二六の一、一二八の一、一二九の一、一三二の四、一三五の二、一五九の二、一六〇の三、一七一の三</p>	<p>本荘市畑谷字中道端 二六九の一、二七一の一、二七二の一、三三四の一、三三五、三三六の一、三四九の一、三五四の一、三五四の二、三五五の一、三五五の二、三五六、三五七の一、三五七の二、三五八の一、三五八の二、三五九の一、三五九の二、三六〇の一、三六〇の二、三六一の一、三六一の二、三六二の一、三六二の四、三六三の一、三六四の一、三七七の一、三七八の一、三七九の一、三八〇の一、三八一の一、三八二の一、三八三の一、三八四の一、三八五の一、三八六の一、三八七、三九二の一、三九三の一、三九四、三九五の一、三九六から四〇七まで、四〇八の一、四〇八の二、四〇九の一、四〇九の二、四一〇の一、四一〇の二、四一〇の三、四一一の一、四一一の二、四二二の一、四二二の二、四二二の三、四二二の四、四二二の五、四二二の六、四二二の七、四二二の八、四二二の九、四二二の十、四二二の十一、四二二の十二、四二二の十三、四二二の十四、四二二の十五、四二二の十六、四二二の十七、四二二の十八、四二二の十九、四二二の二十、四二二の二十一、四二二の二十二、四二二の二十三、四二二の二十四、四二二の二十五、四二二の二十六、四二二の二十七、四二二の二十八、四二二の二十九、四二二の三十、四二二の三十一、四二二の三十二、四二二の三十三、四二二の三十四、四二二の三十五、四二二の三十六、四二二の三十七、四二二の三十八、四二二の三十九、四二二の四十、四二二の四十一、四二二の四十二、四二二の四十三、四二二の四十四、四二二の四十五、四二二の四十六、四二二の四十七、四二二の四十八、四二二の四十九、四二二の五十、四二二の五十一、四二二の五十二、四二二の五十三、四二二の五十四、四二二の五十五、四二二の五十六、四二二の五十七、四二二の五十八、四二二の五十九、四二二の六十、四二二の六十一、四二二の六十二、四二二の六十三、四二二の六十四、四二二の六十五、四二二の六十六、四二二の六十七、四二二の六十八、四二二の六十九、四二二の七十、四二二の七十一、四二二の七十二、四二二の七十三、四二二の七十四、四二二の七十五、四二二の七十六、四二二の七十七、四二二の七十八、四二二の七十九、四二二の八十、四二二の八十一、四二二の八十二、四二二の八十三、四二二の八十四、四二二の八十五、四二二の八十六、四二二の八十七、四二二の八十八、四二二の八十九、四二二の九十、四二二の九十一、四二二の九十二、四二二の九十三、四二二の九十四、四二二の九十五、四二二の九十六、四二二の九十七、四二二の九十八、四二二の九十九、四二二の百</p> <p>まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>二の二から三の二の四まで、三三三の二〇、三三三の二一、三三五、三五五の二、三五六、三七七の二、三七七の三、三八の七、三八の八及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに山田字大田一八〇の一に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>
--	---	---	--

<p>本荘市山田字上山田 一八四の二、一八五の二、一九〇の一、一九一から一九五まで、一九六の二、一九八の二、一九九の二、二〇〇、二〇一の二、二〇二の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市山田字宝田 二九の一、二九の二</p>	<p>本荘市山田字久保田 二二の四、三九の三</p>	<p>本荘市山田字久保田 一〇の五</p>	<p>本荘市山田字下山田 五九の一、六〇の一、六一、六二、六三の一、六四の一、六五、六六、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の一、七一の一、七二の一、七三の一、七四、七五の一、七六の一、七七、七八の三、七九の一及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市山田字岩見 二五の二、二六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市山田字森合 四六の二、四八の二、五六の二、五七の二、五九</p>	<p>本荘市山田字菖蒲田 二七の二、二九の二、九四の一三、九四の一四</p>	<p>本荘市山田字細越</p>	<p>本荘市山田字上山田</p>
<p>七〇の二 本荘市赤田字門脇 二、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに八の一に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市牛寺字新境目 三四〇の一、三四二の一、三四五の一、三四七、三四九、三五〇、三五一の一、三五二の二、三五二、三五三の一、三五三の二、三五四、三六〇の一、三六六の一、三六九、三七一、三七二、三七四、三七六、三七七、三七八の二、三七九の一、三七九の二、三八〇の二、三八一、三八三、三八五、三八七の一から三八七の三まで、三八八の一から三八八の三まで、三八九の二、三八九の三、三九一の一、三九六の三、三九七の一、三九七の二、三九七の四、三九八の一、三九八の二、三九八の四、三九九、四〇〇の二、四〇一、四〇二の二、四〇三の二、四〇四の二、四〇五、四〇六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市牛寺字境目 五六及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市山田字上山田 三の一、四から二まで、一三の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の一、二一の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市赤田字八森</p>	<p>本荘市赤田字代官免</p>	<p>本荘市赤田字蓮池</p>			

<p>本荘市土谷字前田 三四の八に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>本荘市土谷字小深田 四五の二の一部</p>	<p>本荘市土谷字上谷地 六四の一、六五から六八まで、六九の一、一〇の一、一〇二から一〇五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市土谷字上谷地 七の一部、一〇から一二までの各一部、一三の一の一部、一四の一部、一五の二の一部、一六の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市土谷字小深田 三三の四、四五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市土谷字小深田 一、三、三の一の一部、三の二から三の四まで、三の五の一部、六の一の一部、六の二、六の三、七の一、七の二、八の一部、一〇の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>本荘市土谷字堤下 一五の一の一部、一五の三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに五一の一に隣接する道路である国有地の全部</p>
	<p>本荘市土谷字寺岡</p>	<p>本荘市土谷字前田</p>		<p>本荘市土谷字田ノ沢</p>		<p>本荘市土谷字堤下</p>

八三の三六

秋田県告示第三百九十号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
由利町鮎川診療所	由利町東鮎川字下山崎八番地	平成十六年四月一日

秋田県告示第三百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十六年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行う者の名称
本荘市
- (二) 調査地域
本荘市山内・大築字板沢ほか十五字
- (三) 調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称
男鹿市
- (二) 調査地域
男鹿市船川港双六・小浜・本山門前、戸賀加茂青砂字中台ほか十字
- (三) 調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称

- (二) 鹿角市
調査地域
鹿角市十和田大湯・八幡平字旗本ほか十六字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 鷹巣町
調査を行う者の名称
鷹巣町
- (四) 鷹巣町
調査地域
北秋田郡鷹巣町坊沢・鷹巣・脇神・綴子字菅ノ沢出口ほか四十二字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (五) 田代町
調査を行う者の名称
田代町
- (二) 調査地域
北秋田郡田代町早口字伊勢下袋ほか十五字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (六) 八森町
調査を行う者の名称
八森町
- (二) 調査地域
山本郡八森町字茂浦ほか五字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (七) 藤里町
調査を行う者の名称
藤里町
- (二) 調査地域
山本郡藤里町粕毛字真土ほか十二字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (八) 峰浜村
調査を行う者の名称
峰浜村
- (二) 調査地域
山本郡峰浜村水沢・高野々・田中・石川字石川ほか九字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日

- (九) 調査を行う者の名称
八郎潟町
- (二) 調査地域
南秋田郡八郎潟町浦大町字豊坂ほか三字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 雄和町
調査を行う者の名称
雄和町
- (二) 調査地域
河辺郡雄和町樺川・平尾鳥・女米木字川崎ほか十八字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 矢島町
調査を行う者の名称
矢島町
- (二) 調査地域
由利郡矢島町川辺・城内字谷地沢ほか二十九字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (十二) 鳥海町
調査を行う者の名称
鳥海町
- (二) 調査地域
由利郡鳥海町猿倉・オノ神字大森ほか十二字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (十三) 東由利町
調査を行う者の名称
東由利町
- (二) 調査地域
由利郡東由利町老方・館合字山崎ほか四十七字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (十四) 西仙北町
調査を行う者の名称
西仙北町
- (二) 調査地域
仙北郡西仙北町字刈和野ほか十八字
調査期間

- 十五(一) 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
調査を行う者の名称
角館町
- (二) 調査地域
仙北郡角館町山谷崎字大黒沢ほか八字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 協和町
- (二) 調査地域
仙北郡協和町荒川字石森ほか三十一字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 太田町
- (二) 調査地域
仙北郡太田町齊内・太田・小神成・東今泉字巻本ほか二十六字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 千畑町
- (二) 調査地域
仙北郡千畑町黒沢字中ノ沢ほか四字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 仙南村
- (二) 調査地域
仙北郡仙南村金沢字入海田ほか五字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 増田町
- (二) 調査地域
平鹿郡増田町亀田字亀田南ほか十字

- (三) 調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (二) 調査地域
平鹿郡平鹿町浅舞・下鍋倉・中吉田字竹原ほか二十八字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 雄物川町
- (二) 調査地域
平鹿郡雄物川町大沢字内童子ヶ沢ほか十三字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 十文字町
- (二) 調査地域
平鹿郡十文字町仁井田・佐賀会字上川原ほか十五字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 山内村
- (二) 調査地域
平鹿郡山内村土淵・平野沢・筏字力石ほか十五字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 雄勝町
- (二) 調査地域
雄勝郡雄勝町横堀・寺沢・下院内・上院内字八丁新町ほか十字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三) 羽後町
- (二) 調査地域

日	時	場 所
平成十六年六月三十日	午後一時	河辺郡河辺町戸島字上祭沢三十八番地四 秋田県森林学習交流館
平成十六年八月二十九日	午後一時	" "
平成十六年十月一日	午後一時	" "

(二) 試験科目
(1) 知識試験

一 狩猟免許試験
(一) 試験の日時及び場所

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百九十二号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定による平成十六年度狩猟免許試験並びに同法第五十一条の規定による狩猟免許の更新に係る平成十六年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項及び同令第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定に基づき、公示する。
平成十六年四月二十七日

- (三) 雄勝郡羽後町嶋田新田・足田・高尾田・新町字奈須川原ほか二十五字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (二) 雄勝郡皆瀬村川向字宮田ほか六字
調査地域
雄勝郡皆瀬村
皆瀬村
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日

日	時	場 所
平成十六年六月二十八日	午前九時	大曲市上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局
平成十六年七月八日	午前九時	北秋田郡鷹巣町東中岱七十六番地一 北秋田地域振興局
平成十六年七月二十八日	午前九時	秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎
平成十六年九月十二日	午後一時	秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地一 遊学舎

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識について行う。

(2) 適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。

(3) 技能試験
狩猟免許の種類に応じ、猟具の取扱い、鳥獣の判別等の課題について行う。

二 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習
(一) 適性検査及び講習の日時及び場所

三 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類
(一) 狩猟免許試験の受験
(2) 狩猟免許申請書
申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の

規定による許可を現に受けていない場合にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについて

の医師の診断書

(二) 狩猟免許の更新
狩猟免許の更新申請書

四 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成十六年五月二十八日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日(以下「狩猟免許更新日」という。)の二日前まで、農林水産部森林整備課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書きし、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

五 申請書類の提出期間及び提出場所

(一) 申請書類は、平成十六年五月二十八日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の二日前までに住所地を所管する地域振興局長に提出すること。

(二) 申請書類を直接持参する場合は、(一)の期間(秋田県の休日を含め、)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(三) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書きし、書留郵便で送付すること。この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の七日前までに到着したものに限り受け付ける。

六 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付開始時刻の三十分前から受け付ける。

なお当日は、狩猟免許試験にあつては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあつては、本人であることを証するもの(秋田県猟友会会員手帳等)を持参すること。

七 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先
農林水産部森林整備課又は各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第三百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称 六郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

大曲都市計画下水道事業 六郷公共下水道

三 事業施行期間

平成三年十一月十九日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成三年秋田県告示第七百八十六号、平成五年秋田県告示第二百四十一号、平成十年秋田県告示第二百九十五号及び秋田県告示第二百四十五号の事業地のうち、仙北郡六郷町鐘田字稲荷並びに野中字下明子、沢田、宮崎、野中押切を加え、六郷町字角館街道東、東高方町、馬場、安楽寺、作山並びに鐘田字上二ツ石、庚塚、鐘田馬町並びに野中字中明子、下村において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

なし

秋田県告示第三百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称

横手市

二 都市計画事業の種類及び名称

昭和五十九年秋田県告示第四百八十六号横手都市計画公園事業 五・六・一横手公園

三 事業施行期間

昭和五十九年七月二十四日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

横手市城西町、城山町、睦成字城付、睦成字大谷地、睦成字明永、睦成字田ノ沢及び睦成字熊の堂地内

(二) 使用の部分

なし

横手市城西町、城山町、睦成字城付、睦成字大谷地、睦成字明永、睦成字田ノ沢及び睦成字熊の堂地内

秋田県告示第三百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称
横手市

二 都市計画事業の種類及び名称

昭和五十八年秋田県告示第七百六号横手都市計画下水道事業 横手市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年九月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十八年秋田県告示第七百六号、平成二年秋田県告示第二百四十号、平成六年秋田県告示第八十八号、平成八年秋田県告示第二百二号、平成十年秋田県告示第八十八号、平成十三年秋田県告示第二百三十七号及び平成十五年八月十五日秋田県告示第六百四十一号の事業地に次の事業地を追加及び変更する。

(1) 追加する事業地

横手市睦成字柳沢及び字大沢、横手町字四ノ口、前郷字堰端及び字八ノ口、婦気大堤字谷地添及び字田久保、赤坂字家ノ前及び字富ヶ沢、大沢字前田、朝日が丘四丁目、新藤柳田字中村及び字大谷地並びに上境字谷地中

(2) 変更する事業地

横手市追廻二丁目、追廻三丁目、城南町、横手町字下真山及び字一ノ口、婦気大堤字下久保及び字婦気、前郷字下三枚橋、字上三枚橋及び字下真山、赤坂字郷土館、字館ノ下及び字大沼沢、安田字越廻及び字縄手添並びに朝日が丘三丁目
使用の部分
なし

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田市豊岩小山土地改良区

一 退任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字狐森五十二番地

百五十四番地

二百五十七番地

字前田表百六十九番地

字中山二百五十一番地

字狐森五十五番地

下浜榎田字上野百四十番地

六十八番地

二 就任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字前田表百六十九番地

字狐森百五十四番地

五十六番地

八十二番地

字中山二百五十一番地

字狐森五十五番地

下浜榎田字上野百四十番地

六十八番地

三 退任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字狐森五十六番地

字神田百四番地

下浜榎田字上野百十六番地

四 就任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字神田百四番地

九十八番地

二 秋田市孫左衛門堰土地改良区

一 退任理事の住所及び氏名

秋田市広面字谷内佐渡六十番地

近藤 隆

鈴木 幸雄

鈴木 鉄司

佐賀 政芳

志賀 幸夫

斎藤 正信

今野 定雄

深井 繁善

佐賀 政芳

鈴木 幸雄

佐賀 英志

鈴木 邦男

志賀 幸夫

斎藤 正信

今野 定雄

深井 繁善

佐賀 英志

鈴木 喜昭

深井 徹

鈴木 喜昭

斎藤 正明

吉岡 幸美

鈴木 喜昭

斎藤 正明

吉岡 幸美

佐々木 藤造

秋田市広面字赤沼一番地の一

柳田字柳田六十四番地

字佐渡端百四十九番地

太平八田字藤の崎三番地の一

字八田百八十七番地

字上八田五番地

太平目長崎字上目長崎二百一番地

字古町十番地

太平中関字川原百五番地

字寺中百六十一番地

太平寺庭字寺庭八十八番地

太平黒沢字野崎六十二番地

太平山谷字十三岱十六番地の一

字中山谷百八十六番地

就任理事の住所及び氏名

二

秋田市広面字谷内佐渡六十二番地の一

字赤沼一番地の一

柳田字柳田六十四番地

字佐渡端百四十九番地

太平八田字藤の崎三番地の一

字八田百八十七番地

字堂の前三十二番地

太平目長崎字古町一番地の三

字上目長崎二百三十番地

太平中関字本宿五番地

字寺中二十番地

太平黒沢字稲荷五十四番地

字野崎六十二番地

太平山谷字中山谷百八十六番地

就任理事の住所及び氏名

三

秋田市柳田字佐渡端百八十三番地の一

太平八田字堂の前三十二番地

太平目長崎字目長崎百三十四番地

太平黒沢字稲荷五十四番地

佐々木 達雄

佐々木 久四郎

佐藤 久利

鎌田 日出冬

鎌田 日冬

佐藤 嘉明

追留 吉雄

佐々木 藤一

村井 専一

松山 定男

秋山 克廣

渡辺 信夫

鈴木 秀一

鈴木 嘉廣

舟木 貞雄

佐々木 達雄

佐々木 久四郎

佐藤 久利

鎌田 日出冬

鎌田 日冬

櫻田 政治

佐々木 貞助

須藤 兼義

森合 周市

佐々木 久右衛門

利部 長栄

渡辺 信夫

鈴木 嘉廣

鎌田 正

佐々木 昭直

櫻田 政治

佐々木 一郎

利部 長栄

四 就任監事の住所及び氏名

秋田市広面字土手下三十二番地の四

太平八田字上八田七番地

太平目長崎字目長崎百三十四番地

太平山谷字十三岱百九番地の一

児玉 金之助

永井 英夫

佐々木 一郎

鈴木 孫敏

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、由利郡滝沢堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年四月十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 県営土地改良事業（新荘地区担い手育成基盤整備事業）
完了年月日 平成十六年三月二十六日
- 二 県営土地改良事業（針ヶ岡地区担い手育成基盤整備事業）
完了年月日 平成十六年三月二十九日
- 三 県営土地改良事業（南沢地区土地改良総合整備事業）
完了年月日 平成十六年三月二十三日
- 四 県営土地改良事業（本荘北部地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）
完了年月日 平成十五年十二月二十六日
- 五 県営土地改良事業（芦刈2期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）
完了年月日 平成十五年十二月五日
- 六 県営土地改良事業（ボツメキ地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成十五年十二月二十四日
- 七 県営土地改良事業（金井川2期地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成十五年十一月二十一日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大曲市花館土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

就任理事の住所及び氏名
大曲市花館字間倉三十三番地

佐々木 直 重

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 警察広報センター資料展示ケースほか 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十六年六月十八日(金)
 - (七) 納入場所
 - (八) 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (四) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年四月二十七日(火)から同年五月十日(月)までの期間、随時交付する。
- 五 入札執行の日時及び場所
平成十六年五月十七日(月)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 六 入札保証金
- 七 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 八 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (四) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月二十七日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 入退場管理システム 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十六年六月三十日(水)
 - (七) 納入場所
 - (八) 秋田県立男鹿水族館
 - 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年四月二十七日(火)から同年五月十日(日)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年五月十四日(金)午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」とする。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一日未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出するところによる。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第57号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。
平成16年4月27日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 実施年月日

平成16年5月31日(月)午前9時から午後4時30分まで

2 実施場所

秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田宿泊所 ふきみ会館

3 講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱
いについて5時間実施する。

4 受講定員

40人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で
大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込み用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付時間

日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)
第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成16年4月27日(火)から5月26日
(水)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地为管轄する県内の各警察署

7 受講手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講

習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係
 (電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全係(秋田警察署
 にあっては生活環境係)に問い合わせること。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年四月九日秋田県公報第千五百六十二号掲載の秋田県公告(土地改良区の
 役員の就任の届出(雄勝地域振興局農林部))
 (原稿誤り)
 八ページ下段後ろから五行目から一行目まで、九ページ上段一行目から三行目まで
 を削除する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(018)8766000
 FAX(018)8766005
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社



古紙配合率100%